

(様式3)

平成26年4月28日

内閣総理大臣 殿

福島市長 小林 香

定住緊急支援事業計画の変更について

平成26年2月7日付けで提出した福島市定住緊急支援事業計画について、福島定住等緊急支援交付金制度要綱第5の5の規定に基づき、別添のとおり変更するので提出します。

計画の目標

福島市内の主に住居地域近傍の地区公園等4箇所における遊具の更新を実施することにより、児童の外遊び・運動機会の増進やこれによる体力の向上を図る。

遊具の更新事業は、福島市復興計画における「子どもプロジェクト」にある「子どもの活動場所の安全を確保するなど、子どもの心と体、そして未来を守ります。」(抜粋)を具現化するものである。

市教育振興基本計画においても、児童生徒の「目指す姿」として「児童生徒が体を動かすことを楽しみ、スポーツや体力向上に自ら積極的に取り組んでいます。」(抜粋)に合致するものである。

計画の区域

1. 計画の区域

<事業実施箇所>

・第1回

|       |   |  |
|-------|---|--|
| A-1-1 | 春日保育所<br>渡利保育所<br>笹谷保育所<br>杉妻保育所<br>余目保育所<br>平野保育所<br>東浜保育所<br>蓬萊保育所<br>野田保育所<br>蓬萊第二保育所<br>御山保育所<br>飯野おひさま保育所<br>飯野あおぞら保育所<br>渡利児童センター<br>蓬萊児童センター | 春日町地内<br>渡利字柳小路地内<br>笹谷字西谷地地内<br>黒岩字田部屋地内<br>宮代字作田地内<br>飯坂町平野字西海枝前地内<br>東浜町地内<br>蓬萊町五丁目地内<br>野田町七丁目地内<br>蓬萊町二丁目地内<br>御山字一本木地内<br>飯野町字経檀地内<br>飯野町大久保字上戸地内<br>渡利字番匠町地内<br>蓬萊町四丁目地内 |
| A-1-2 | UFOの里UFO広場  | 飯野町青木字小手神森地内   |
| A-1-3 | 農村マニファクチャー公園(都市公園)  | 荒井字上鷺西地内   |
| B-1-1 | 飯坂野球場   | 飯坂町字館地内  |

・第2回

|       |  |   |
|-------|--|---|
| A-1-4 | 信夫山公園<br>森合緑地公園<br>森合運動公園<br>南向台第2公園<br>弥生公園<br>松北公園<br>桜公園<br>ふくしま北中央公園 | 太子堂ほか地内<br>森合字西養山ほか地内<br>森合字上柳内地内<br>南向台一丁目地内<br>黒岩字弥生地内<br>南沢又字松北町二丁目地内<br>瀬上町字桜町二丁目地内<br>南矢野目字清水前地内 |
|-------|--|---|

|                   |   |  |
|-------------------|---|--|
|                   | 俎板山公園<br>笹谷公園<br>古館公園<br>大森城山公園<br>飯野堰堤公園   | 大笹生字俎板山地内<br>笹谷字道場地内<br>飯坂町字古館地内<br>大森字本丸地内<br>飯野町字長畑地内  |
| A-1-5             | 福島隣保館保育所<br>福島ふたば保育園<br>三育保育園<br>とやの保育園<br>鳥川保育園<br>福島東保育園<br>おかやま保育園<br>福島ゆかり保育園<br>あづま保育園<br>東浜児童センター<br>野田児童センター | 須川町地内<br>大森字館ノ内地内<br>笹谷字城場地内<br>鳥谷野字梅ノ木地内<br>上鳥渡字東谷地地内<br>鎌田字沢田地内<br>岡部字倉ノ内地内<br>丸子字沢目地内<br>笹木野字下屋敷地内<br>東浜町地内<br>笹木野字館地内        |
| ・第3回<br>A-1-6     | 宮代公園  | 宮代字樋ノ口地内   |
| C-2-1             | 福島市町庭坂字一本杉地内<br>福島市町庭坂字小峠地内   |  |
| ・第4回<br>C-2-1     | 福島市町庭坂字一本杉地内<br>福島市町庭坂字小峠地内   |  |
| ・第4回<br>A-1-7     | しのぶ台第2公園<br>狼ヶ森児童遊び場<br>太平寺児童遊園<br>共楽公園<br>タウン蓬莱町1号公園<br>乳児池公園<br>道北公園<br>穴田公園<br>野田中央公園<br>志田児童遊び場                 | 上鳥渡字しのぶ台地内<br>松川町水原字狼ヶ森向地内<br>太平寺字町ノ内地内<br>伏拝字行人前地内<br>蓬莱町二丁目地内<br>宮代字乳児池地内<br>飯坂町平野字東道下地内<br>西中央三丁目地内<br>南中央二丁目地内<br>在庭坂字西後志田地内 |
| B-1-2<br>◆B-1-1-1 | 信夫ヶ丘球場<br>(飯坂野球場)   | 古川地内(五十辺地区)<br>プレイリーダー育成事業ほか効果促進事業   |
| ・第5回<br>A-1-8     | 荒川桜づつみ河川公園<br>弁天山公園   | 八木田字井戸上地内<br>渡利字弁天山地内  |

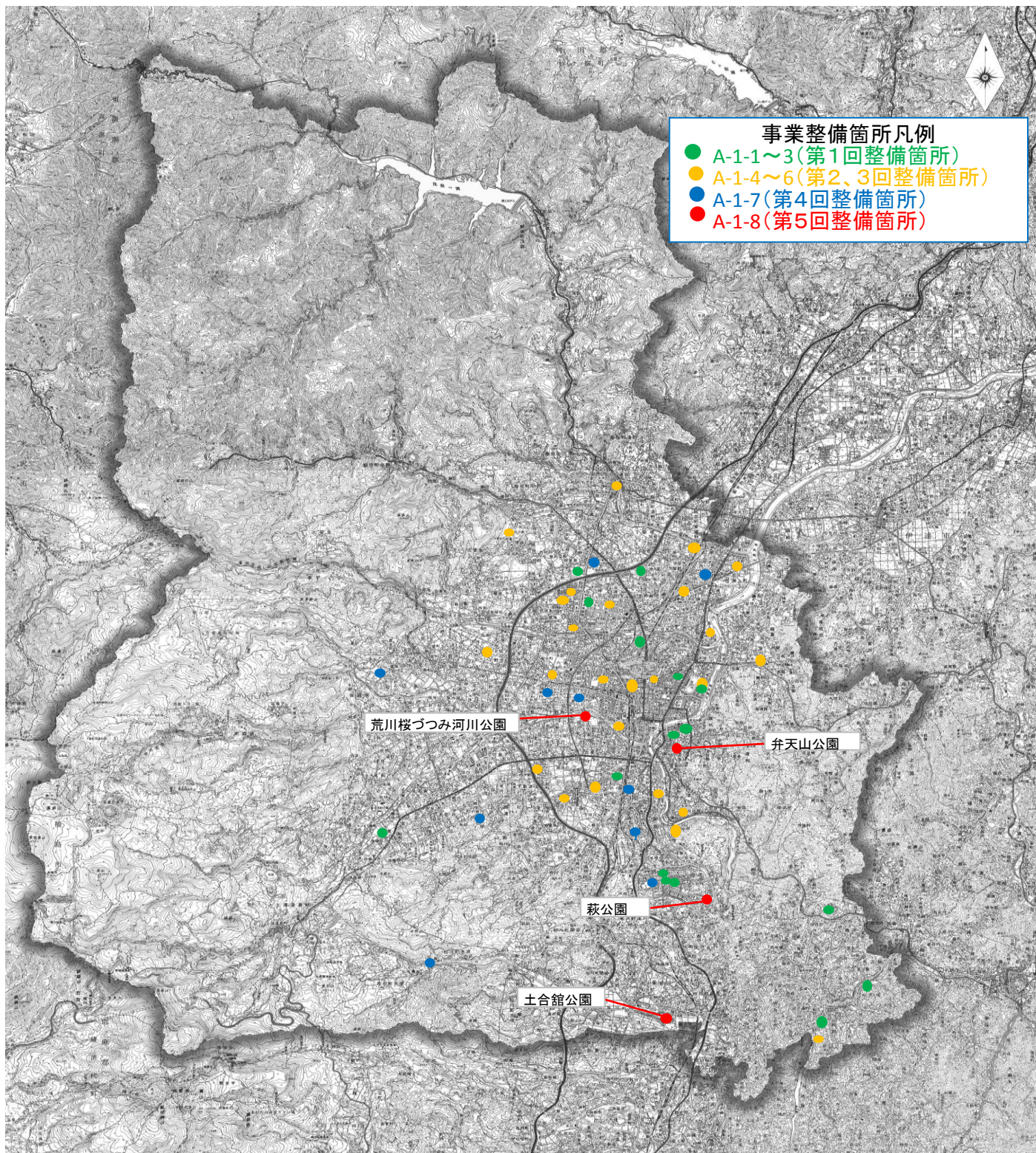
萩公園  
土合館公園

蓬萊町七丁目地内  
松川町字土合館地内

<事業の効果が見込まれる区域>  
福島市全域

<位置図>  
別紙のとおり

# 定住等緊急支援交付金 事業位置図(福島市)



(様式1-2)

福島市 定住緊急支援事業計画に基づく事業等

平成26年4月時点

| (単位:千円)    |                 |                    |                                 |          |                |                                       | 【参考】                                    |                    |         |
|------------|-----------------|--------------------|---------------------------------|----------|----------------|---------------------------------------|---|--------------------|---------|
| No.        | 事業番号<br>(注1)    | 事業名<br>(注2)        | 地区名<br>施設名                      | 交付<br>団体 | 事業<br>実施<br>主体 | 平成25年度の<br>交付対象事業費                    | 備考                                      |                    |         |
|            |                 |                    |                                 |          |                |                                       | 全体事業費<br>(注3)                           | 全体事業<br>期間<br>(注4) | その他(注5) |
| 1          | A - 1 - 1       | 公立保育所等遊具更新事業       | 福島市 公立保育所13箇所<br>公立児童センター2箇所    | 市        | 福島市            | (209,494)<br>0<br><209,494>           | 280,000                                 | 25 ~ 25            |         |
| 2          | A - 1 - 2       | UFO広場遊具更新事業        | 福島市飯野町青木地区 UFOの<br>里UFO広場       | 市        | 福島市            | (3,450)<br>0<br><3,450>               | 134,330                                 | 25 ~ 25            |         |
| 3          | A - 1 - 3       | 農村マニファクチャー公園遊具更新事業 | 福島市荒井地区 福島市農村マ<br>ニファクチャー公園     | 市        | 福島市            | (14,000)<br>0<br><14,000>             | 14,000                                  | 25 ~ 25            |         |
| 4          | B - 1 - 1       | 飯坂野球場整備事業          | 飯坂地区 飯坂野球場                      | 市        | 福島市            | (139,700)<br>0<br><139,700>           | 139,700                                 | 25 ~ 25            |         |
| 5          | C - 1 - 1       | 松川工業第1公園整備事業       | 南部、松川町地内、松川工業団<br>地第1公園         | 市        | 福島市            | (268,700)<br>0<br><268,700>           | 268,700                                 | 25 ~ 25            |         |
| 6          | C - 1 - 2       | 新浜公園整備事業           | 中央部、新浜町地内、新浜公園                  | 市        | 福島市            | (52,000)<br>0<br><52,000>             | 52,000                                  | 25 ~ 25            |         |
| 7          | C - 1 - 3       | 十六沼公園整備事業          | 北部、大管生地内、十六沼公園                  | 市        | 福島市            | (33,000)<br>0<br><33,000>             | 33,000                                  | 25 ~ 25            |         |
| 8          | C - 1 - 4       | 農村マニファクチャー公園整備事業   | 西部、荒井地区、農村マニファ<br>クチャー公園        | 市        | 福島市            | (350,000)<br>0<br><350,000>           | 350,000                                 | 25 ~ 25            |         |
| 9          | A - 1 - 4       | 公園遊具更新事業           | 市内公園19箇所                        | 市        | 福島市            | (235,355)<br>0<br><235,355>           | 235,355                                 | 25 ~ 25            |         |
| 10         | A - 1 - 5       | 私立保育所等遊具更新事業       | 市内私立保育所9箇所<br>市内私立児童センター2箇所     | 市        | 福島市            | (120,229)<br>0<br><120,229>           | 120,229                                 | 25 ~ 25            |         |
| 11         | C - 2 - 1       | 子育て定住支援賃貸住宅事業      | 福島市西部の市街化区域(町庭<br>坂地区、上名倉・荒井地区) | 市        | 福島市            | (2,500)<br>0<br><2,500>               | 1,248,040                               | 25 ~ 25            |         |
| 12         | A - 1 - 6       | 宮代公園遊具更新事業         | 宮代地区                            | 市        | 福島市            | (15,335)<br>0<br><15,335>             | 15,335                                  | 25 ~ 25            |         |
| 13         | A - 1 - 7       | 児童遊園等遊具更新事業        | 市内児童遊園等10箇所                     | 市        | 福島市            | (84,600)<br>0<br><84,600>             | 84,600                                  | 26 ~ 26            |         |
| 14         | ◆ B - 1 - 1 - 1 | プレイヤー育成事業          | 飯坂地区 飯坂野球場 ほか                   | 市        | 福島市            | (2,000)<br>0<br><2,000>               | 2,000                                   | 26 ~ 26            |         |
| 15         | B - 1 - 2       | 楯夫ヶ丘球場整備事業         | 五十辺地区<br>楯夫ヶ丘球場                 | 市        | 福島市            | (68,335)<br>0<br><68,335>             | 68,335                                  | 26 ~ 26            |         |
| 16         | ◆ C - 2 - 1 - 1 | 子育て支援定住賃貸住宅屋外整備事業  | 福島市西部の市街化区域(町庭<br>坂地区、上名倉・荒井地区) | 市        | 福島市            | (2,824)<br>0<br><2,824>               | 7,060                                   | 26 ~ 26            |         |
| 17         | A - 1 - 8       | 地区公園等遊具更新事業        | 市内地区公園等4箇所                      | 市        | 福島市            | (0)<br>149,633<br><149,633>           | 149,633                                 | 26 ~ 26            |         |
| 合 計        |                 |                    |                                 |          |                | (1,601,522)<br>149,633<br><1,751,155> |   |                    |         |
| (うち基幹事業)   |                 |                    |                                 |          |                | (1,596,698)<br>149,633<br><1,746,331> |   |                    |         |
| (うち効果促進事業) |                 |                    |                                 |          |                | (4,824)<br>0<br><4,824>               |   |                    |         |
| 県名         | 福島県             | 担当部局名              | 政策推進部企画経営課                      |          |                | 担当者氏名                                 | 砂子田 統夫                                  |                    |         |
| 市町村名       | 福島市             | 電話番号               | 024-525-3788                    |          |                | メールアドレス                               | kibaku@mail.city.fukushima.fukushima.jp |                    |         |

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「全体事業費」は、「全体事業期間」を通じての全ての事業費を記載する。

(注4)「全体事業期間」は、平成26年度以降に実施することが見込まれる事業については、平成26年度以降も含めて記載する。

(注5)事業間流用を行った場合には、「備考」の「その他」に事業間流用を行った旨、その時期及び額を記載する。なお事業間流用を行う場合には、流用する(流用される)事業名も合わせて記載する。

(注6)担当者氏名等は県及び市町村の担当者を並べて記載する。

(注7)上段( )書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。

(様式 1-3)

## 福島市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 26 年 4 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

|  |              |  |             |              |       |
|--|--------------|--|-------------|--------------|-------|
| NO.  | 17           | 事業名  | 地区公園等遊具更新事業 | 事業番号         | A-1-8 |
| 交付団体   | 福島市          |  | 事業実施主体      | 福島市          |       |
| 総交付対象事業費   | 149,633 (千円) |  | 全体事業費       | 149,633 (千円) |       |
| 事業概要   |              |  |             |              |       |
| ○事業の概要   |              |  |             |              |       |
| 荒川桜づつみ河川公園ほか 3 公園について、下記のとおり 27 基の遊具更新を行う。   |              |  |             |              |       |
|  | 公園名          | 更新遊具   |             |              | 遊具数   |
| 1  | 荒川桜づつみ河川公園   | ブランコ 1 基、雲梯 1 基、ラダー 1 基、ザイルクライム 1 基                    |             |              | 4 基   |
| 2  | 弁天山公園        | ブランコ 1 基、ハウス 2 基、回転塔 3 基、スプリング遊具 6 基、複合遊具 1 基、すべり台 1 基 |             |              | 14 基  |
| 3  | 萩公園          | ブランコ 2 基、鉄棒 1 基、複合遊具 1 基、シーソー 1 基、砂場 1 基               |             |              | 6 基   |
| 4  | 土合館公園        | ブランコ 1 基、すべり台 1 基、鉄棒 1 基                               |             |              | 3 基   |
|  | 計            |  |             |              | 27 基  |
| ○定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性 (制度要綱第 5 の 4 の一)   |              |  |             |              |       |
| 福島市復興計画における「子どもプロジェクト」にある「子どもの活動場所の安全を確保するなど、子どもの心と体、そして未来を守ります。」(抜粋)を具現化するものである。  |              |  |             |              |       |
| 市教育振興基本計画における、児童生徒の「目指す姿」として「児童生徒が体を動かすことを楽しみ、スポーツや体力向上に自ら積極的に取り組んでいます。」(抜粋)に合致するものである。  |              |  |             |              |       |
| ※まちづくり計画等の該当箇所を添付してください。   |              |  |             |              |       |
| 人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係   |              |  |             |              |       |
| ○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障 (制度要綱第 5 の 1)   |              |  |             |              |       |
| 別紙のとおり   |              |  |             |              |       |
| 【子どもの運動機会の確保のための事業】  |              |  |             |              |       |
| ○事業実施の必要性 (制度要綱第 5 の 1)  |              |  |             |              |       |
| 体力低下の傾向がある小学生及び就学前児童を対象に屋外での遊びや運動の習慣付けを促進させることにより運動機会の確保や体力の向上を図るため、第 2 回事業計画において選定した信夫山公園など 13 公園、第 3 回事業計画で選定した宮代公園、第 4 回事業計画で選定したしのぶ台第 2 公園など 10 公園に加えて 4 公園の遊具の更新を行う必要がある。 |              |  |             |              |       |
| ○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと (制度要綱第 5 の 4 の二①)  |              |  |             |              |       |
| 市民意識調査でも家族の外部被ばくに関して不安のある市民は多く、除染を行った後でも保護者の希望により特に屋外での活動時間を制限し、自由に遊べない施設もあり、運動機会の確保が図られていないことから別紙のとおり子どもの体力の低下が見られる。  |              |  |             |              |       |

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第5の4の二①）

公園においても遊具も含め除染を行い、線量は基準値以下となっているが、依然各公園の利用は明らかに減少したままであることからみて、子どもの屋外での運動機会は減少している。

○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（制度要綱第5の4の二①）

除染後も遊具利用も含め屋外活動（外部被ばく）への不安は大きく、子どもたちが日常的に身近な場所で外遊びや運動が自由にでき、またより安心できる環境を整備するため、八木田地区、小倉寺地区、蓬萊東地区、松川町地区に既存の施設である公園の遊具更新が効率的かつ必要である。

○施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（制度要綱第5の4の二①）

本市内で平成24年度に整備（開放は25年度）を行った公園については利用者が増えていることから、公園の整備を行うことは外遊び、運動機会の確保については有効的であると考えられる。

今事業計画の整備実施箇所については、既に本交付金で認定され整備事業を進めている十六沼公園、松川工業第一公園、新浜公園、農村マニユファクチャ公園、信夫山公園ほか23箇所、児童学習センター4箇所、保育所22箇所とそれぞれの地区（町会）及び同一学区等のエリアが重複しないことを原則として子どもが比較的多い地域あるいはその近傍であり、また、より安全にかつ歩いても行けるよう国道など大きな道路を横断しないことを考慮して選定を行っている。

また、各地域から子どもが遊びやすいように地域から要望が出されており、各整備箇所の小学生以下の子ども的人数は

1. 荒川桜づつみ河川公園 : 400名
2. 弁天山公園 : 300名
3. 萩公園 : 200名

4. 土合館公園 : 200名であり、それぞれの身近な場所での運動機会増加の確保を図るため、公園の遊具更新を行う必要がある。

各事業箇所は本市管理の公園であり、日常の点検をはじめ、維持管理については今後とも適切に行う予定である。

○地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること（制度要綱第5の4の二②）

前述のとおり一定程度の範囲（小学校学区の範囲）から子どもがより安全に歩いても行けるよう、選定している。これにより当該地域の利用促進がそれぞれ見込まれる。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（制度要綱第5の4の二③）

今事業計画の整備実施箇所は、公園であり常時開放している。整備後は、市広報紙、市ホームページによる広報に併せて、各地区へ整備内容及び育成会行事等の利用促進についてチラシを回覧するなど周知に努める予定である。

また、整備後は、各地域において利用者のアンケートを行い、利用のモニタリングを行うこととしている。

#### 【子育て定住支援賃貸住宅の建設】

○地域住宅計画の目標に避難者の住宅対策を位置付けるとともに、子育て定住支援賃貸住宅に関する事業



が位置付けられていること（制度要綱第5の4の三①）

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

| 関連する基幹事業  |  |
|-----------|--|
| 事業番号      |  |
| 事業名       |  |
| 交付団体      |  |
| 基幹事業との関連性 |  |
|           |  |

(様式1-4)

福島市

定住緊急支援事業計画

平成26年度

省庁名:

復興庁

平成26年4月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

| No. | 事業番号<br>(注1) | 事業名<br>(注2) | 地区名<br>施設名  | 交付<br>団体 | 事業<br>実施<br>主体 | 国費率<br>(a) | 当該年度                        |                           | 備 考 |
|-----|--------------|-------------|-------------|----------|----------------|------------|-----------------------------|---------------------------|-----|
|     |              |             |             |          |                |            | 交付対象事業費<br>(b)<br>(注3)      | うち交付金交付額<br>(c)=a×b       |     |
| 1   | A - 1 - 8    | 地区公園等遊具更新事業 | 福島市 地区公園4箇所 | 市        | 福島市            | 1/2        | 149,633<br><149,633>        | 74,816<br><74,816>        |     |
|     |              |             |             |          |                |            | <0>                         | 0<br><0>                  |     |
|     |              |             |             |          |                |            | <0>                         | 0<br><0>                  |     |
|     |              |             |             |          |                |            | <0>                         | 0<br><0>                  |     |
|     |              |             |             |          |                |            | <0>                         | 0<br><0>                  |     |
|     |              |             |             |          |                |            | <0>                         | 0<br><0>                  |     |
|     |              |             |             |          |                |            | <0>                         | 0<br><0>                  |     |
|     |              |             |             |          |                |            | <0>                         | 0<br><0>                  |     |
|     |              |             |             |          |                | 合計額        | (0)<br>149,633<br><149,633> | (0)<br>74,816<br><74,816> |     |

|      |     |       |              |         |  |
|------|-----|-------|--------------|---------|--|
| 都道県名 | 福島県 | 担当部局名 | 政策推進部企画経営課   | 担当者氏名   | 砂子田 統夫   |
| 市町村名 | 福島市 | 電話番号  | 024-525-3788 | メールアドレス | <a href="mailto:kikaku@mail.city.fukushima.fukushima.jp">kikaku@mail.city.fukushima.fukushima.jp</a> |

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)上段( )書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。